

平成22年(2010年)  
毎月1日・15日発行  
発行/東村山市  
編集/経営政策部広報広聴課  
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111(代表) ファクス 042-393-6846  
市長へのファクス 042-393-9669  
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>  
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



今号の主な内容

都市計画、インフルエンザワクチン接種…2面  
児童館、スポーツセンター、八国山たいけんの里…3面  
福祉・子育ての各種手当等の認定申請…4面  
健康、子育て支援、みんなのひろば…5面  
今月の相談、公民館、夢ハウス、社協…6面

納め忘れはありませんか

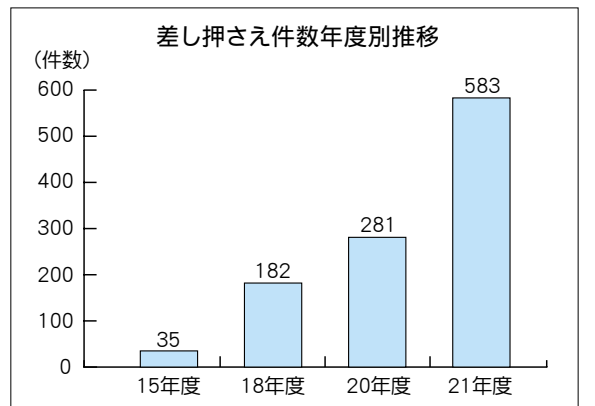
皆さんが納めた税金が  
明日の東村山を支えます

問い合わせ 市民部納税課

市では、平成22年1月に策定した市税等収納率向上基本方針に基づき、自主納付の推進、滞納整理の強化を2本の柱として市の自主財源である市税の財源確保に努めていきます。



自動車のタイヤロックのようす



市税納付に関するお知らせ  
自動音声電話で納税のお知らせを行います。11月から自動音声電話システムを使い、まだ納付されていないかたに納付のお知らせを行います。

秋の市民総合相談  
各種相談コーナーを設け、専門の相談員等による「秋の市民総合相談」を開催します。

タウンミーティング「市民と市長の対話集会」  
日時 場所  
10月16日(土) 午前10時～正午 美住リサイクルショップ(美住町2-11-32)  
11月20日(土) 午前10時～正午 秋津公民館(秋津町2-17-10)  
行政書士相談 遺言相続 贈与等の書類の作成に関すること  
受付方法 当日受付  
受付時間 午後1時～3時30分  
は予約制  
予約受付 10月4日(月)午前9時から直接又は電話で生活文化課(本庁舎1階)へ  
司法書士・税理士による無料法律相談会  
東京司法書士会による無料法律相談会を開催します。  
日時 10月16日(土)午前10時～午後4時  
場所 市民センター

自主納付の推進  
市税等は納期限内に納付してください  
市では、市民の皆さんが安心して生活できるように福祉や教育の充実、生活環境や道路の整備など、さまざまな事業に取り組んでいます。

滞納整理の強化  
差し押さえ等の滞納処分を強化しています  
市では、納期限を過ぎても納付いただけないかたに對し、警告文書や電話等にて納付の催告をしています。

インターネット公売下見会のようす  
平成22年度分を滞納している公売物件(自動車1台)の見積価格(オークション開始金額) 5万円  
落札金額 22万7千円  
警告文書を送付します  
平成22年度分を滞納している公売物件(自動車1台)の見積価格(オークション開始金額) 5万円  
落札金額 22万7千円

各種ローンなどの負債と税金とは、法律上税金に優先権があり、考慮することはできません。  
納期が過ぎた税金についての延滞金をまけてほしいのですが。  
A 納期限内に納付していたら延滞金は発生しません。

10月18日(月)～24日(日)「存じですか」行政相談週間  
この週間は市民の皆さんに行政相談制度を利用していただくために実施しています。

行政相談委員 (敬称略)  
氏名 住所 電話  
當摩 彰子 多摩湖町 396-3033  
市川 忠文 秋津町 394-9862  
當間 昭治 久米川町 391-6023  
中川 純宏 本町 391-1544

行政相談委員 (敬称略)  
氏名 住所 電話  
當摩 彰子 多摩湖町 396-3033  
市川 忠文 秋津町 394-9862  
當間 昭治 久米川町 391-6023  
中川 純宏 本町 391-1544

市税滞納に関するQ&A  
Q 納付が難しいため納付相談をしたいのですが。  
A 事前に電話予約のうえ、市役所へお越しください。

滞納処分とは何でしょうか?  
A 納期限を過ぎても市税が納付されない場合に市が執行できる強制処分です。

財産調査や滞納処分は、本人の同意を得ることなく実施できるのですか?  
A できます。地方公共団体の財政基盤を確保するために、市税の債権を早期に実現する必要があります。

多額の負債があるのですが、納税の際に考慮してくれるのですか?  
A 滞納市税が完納されない場合は、市の権限で押収・売却(公売)し、滞納市税へ充当します。

延滞金について  
A 延滞金については、滞納市税が完納されない場合は、市の権限で押収・売却(公売)し、滞納市税へ充当します。

行政相談  
日時 毎月第4木曜日の午後1時～3時30分  
※12月は第3木曜日

★「行政苦情110番」総務省東京行政評価事務所(☎0570-090-110)  
を除く毎日受付

★「行政苦情110番」総務省東京行政評価事務所(☎0570-090-110)  
を除く毎日受付